

沖縄県個人情報保護審査会答申第91号 概要

①件名	「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
②実施機関	総務部税務課
③諮問理由	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に該当
④諮問年月日	令和2年6月30日（沖縄県諮問総第1号）
⑤答申年月日	令和2年8月7日
⑥答申内容	<p>○ 審査会の結論</p> <p>沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という。）については、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 適合性について</p> <p>指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、適切であると認められる。</p> <p>(2) 妥当性について</p> <p>特定個人情報保護評価の内容が、指針に定められた特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められる。</p> <p>(3) 重要事項の変更について</p> <p>委託事項5（窓口業務委託）については、那覇及びコザ県税事務所並びに自動車税事務所における窓口業務委託を追加する内容となっているが、評価書及び沖縄県県税事務所窓口業務等委託仕様書（案）（以下「仕様書案」という。）の内容を確認すると、委託先の選定要件にISMS認証の取得を要件としていること、守秘義務事項、信用失墜行為の禁止、資料等の適正な保管等が明記されており、漏えい等のリスク増加が懸念されるような内容にはなっておらず、妥当性が認められる。</p> <p>リスク対策として、仕様書案にログイン時のIDとパスワードによる認証及び履歴取得、操作ログの記録、IDごとの処理権限設定等、リスク軽減措置を講じていると認められる。</p> <p>(4) 審査会の意見について</p> <p>当審査会の判断は以上のとおりであるが、次のとおり意見する。</p> <p>意見公募について、公募期間や公募媒体は適切であったと思われるが、意見公募の内容については、評価書の変更箇所や追加内容を県民向けに分かりやすい形で示した上で意見公募するなど、改善に努める必要がある。</p> <p>委託事業者名の公表について、委託事業者名の窓口掲示や窓口業務職員の名札に委託事業者名を明示するなど、窓口業務を行う職員が委託事業者であることを県民向けに周知する必要がある。</p> <p>なお、委託事業者については、委託事業者選定時の情報セキュリティ遵守体制の確認や従業者に対する適切かつ十分なセキュリティ教育・訓練を定期的実施し、情報セキュリティの遵守に万全を期するよう要望する。</p>